

1. 大口需要の施設（契約電力500kW以上）（※1）

（1）大口需要の施設では、原則として、政府目標（15%）を大幅に上回る25%以上の抑制を目指す。

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
中央合同庁舎5号館(本省)	5184	3888	▲25%
国立医薬品食品衛生研究所	2562	1921	▲25%
国立保健医療科学院	1100	825	▲25%
国立感染症研究所(戸山庁舎)	2000	1500	▲25%
国立感染症研究所(村山庁舎)	2040	1530	▲25%
産業安全会館・安全衛生総合会館・女性就業支援センター	1700	1275	▲25%
厚生労働省上石神井庁舎(※2)	2765	2074	▲25%
国立社会保障・人口問題研究所(※3)	30	26 (23)	▲15% (▲25%)

（※1）500kW以上の需要施設の一部としての施設を含む。以下同じ。

（※2）厚生労働省上石神井庁舎については、電気事業法の制限緩和の対象となるデータセンターであるが、システム障害等の緊急時を除き25%抑制に取り組むものである。

（※3）国立社会保障・人口問題研究所については、テナント施設であることから、目標数値については検証可能な15%抑制とするが、25%抑制相当の節電対策に取り組むものである。

（2）電気事業法に基づく制限緩和が認められる施設であっても、厚生労働省としては、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む。

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	制限緩和水準 (%)	目標値 (%)
国立障害者リハビリテーションセンター(※4)	3400	2720	0%	▲20%
国立療養所松丘保養園(※5)	581	552	0%	▲5%
国立療養所東北新生園(※5)	645	613	0%	▲5%
国立療養所栗生楽泉園(※5)	401	381	0%	▲5%
国立療養所多磨全生園(※5)	1114	1058	0%	▲5%
国立駿河療養所(※5)	502	477	0%	▲5%

（※4）障害者支援施設については削減率0%に制限緩和。

（※5）生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備(医療施設)については削減率0%に制限緩和。

（3）大口需要の施設である民間ビル・合同庁舎への入居施設にあっては、目標をビル所有者が設定するものであるが、当該施設専有部分では、目標値にとらわれずできる限りの節電に取り組む。

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
東北厚生局本庁舎	確認中	確認中	▲15%
東北厚生局岩手事務所	確認中	確認中	▲15%
関東信越厚生局本庁舎	68	58	▲15%

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
関東信越厚生局麻薬取締部	138	117	▲15%
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	19	16	▲15%
関東信越厚生局東京事務所	確認中	確認中	▲15%
青森労働基準監督署	10	8	▲20%
盛岡労働基準監督署	15	13	▲15%
仙台公共職業安定所	確認中	確認中	▲15%
山形労働局本庁舎	確認中	確認中	▲15%
福島労働局労災補償課分庁舎	3	3	▲15%
東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部	17	15	▲15%
小山公共職業安定所	45	38	▲15%
群馬労働局本庁舎	177	150	▲15%
埼玉労働局本庁舎	106	90	▲15%
さいたま労働基準監督署	29	25	▲15%
千葉労働局本庁舎	189	151	▲20%
千葉労働基準監督署	51	41	▲20%
船橋公共職業安定所第2庁舎	45	38	▲15%
木更津公共職業安定所	確認中	確認中	▲15%
松戸公共職業安定所	358	305	▲15%
千葉労働局分室(千葉駅前総合労働相談コーナー)	3	3	▲15%
東京労働局九段庁舎	434	369	▲15%
新宿労働基準監督署	36	31	▲15%
池袋公共職業安定所サンシャイン庁舎	68	58	▲15%
足立公共職業安定所	55	47	▲15%
新宿公共職業安定所西新宿庁舎	36	31	▲15%
東京労働局分室(新宿南総合労働相談コーナー)	確認中	確認中	▲15%
東京労働局分室(有楽町総合労働相談コーナー)	2	2	▲15%
神奈川労働局本庁舎	65	55	▲15%
横浜南労働基準監督署	21	18	▲15%

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
神奈川労働局分庁舎	176	150	▲15%
横浜公共職業安定所分庁舎	37	31	▲15%
神奈川労働局分室(横浜駅西口総合労働相談コーナー)	3	3	▲15%
東京検疫所(東京港湾合同庁舎)	66	56	▲15%
成田空港検疫所(成田空港第1旅客ターミナルビル)	51	43	▲15%
成田空港検疫所(成田空港第2旅客ターミナルビル)	90	77	▲15%
東京空港検疫所支所(羽田空港ターミナルビル)	確認中	確認中	▲15%
茨城空港出張所(茨城空港ビル)(※6)	8	8	▲5%
福島空港出張所(福島空港ターミナルビル)(※6)	9	8	▲11%
秋田空港出張所(秋田空港ターミナルビル)	14	12	▲15%
青森空港出張所(青森空港ターミナルビル)(※6)	2	2	▲5%
ハローワークヤングプラザ(青森)	20	17	▲15%
ハローワークプラザ盛岡	確認中	確認中	▲15%
北上パートバンク	確認中	確認中	▲15%
いわて地域共同就職支援センター	4	3	▲15%
職業訓練修了者等就職支援室(岩手)	12	10	▲15%
ハローワークプラザ泉	確認中	確認中	▲15%
仙台学生職業センター	確認中	確認中	▲15%
ハローワークプラザ秋田	確認中	確認中	▲15%
ハローワークプラザやまがた	17	15	▲15%
天童ワークプラザ	3	3	▲15%
ハローワークプラザ郡山	5	4	▲15%
福島キャリアアップハローワーク	7	6	▲15%
熊谷パートバンク	9	8	▲15%
ハローワークプラザ柏	15	13	▲15%
ハローワークプラザちば	15	13	▲15%
ハローワーク船橋(ヤングコーナー)	16	14	▲15%
ハローワーク助成金事務センター(東京)	5	4	▲15%

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
東京人材銀行	22	19	▲15%
ハローワーク飯田橋(シニアコーナー)	5	4	▲15%
ハローワーク飯田橋(U-35)	11	9	▲15%
ハローワークプラザ横浜	21	18	▲15%
神奈川人材銀行	15	13	▲15%
マザーズハローワーク横浜	14	12	▲15%
ハローワーク横浜(学生職業センター)	9	8	▲15%
ハローワークプラザ新百合	8	7	▲15%
三条パートバンク	9	8	▲15%
柏崎パートバンク	29	25	▲15%
ハローワーク甲府(第4部門)	10	9	▲15%
裾野パートバンク	確認中	確認中	▲15%

(※6)入居するビルが電気事業法に基づく制限緩和を受けることにより、目標値が15%を下回るもの。

2. 小口需要の施設(契約電力500kW未満)(※7)

(1) 契約電力が500kW未満の小口需要の施設についても、可能な限り政府目標に5%~10%上積みし、25%又は20%の抑制を目指す。

区分	施設名	目標値 (%)	施設数
B	国立感染症研究所(ハンセン病研究センター)	▲25%	1
C	厚生労働省白金台分室	▲25%	1
B	労働委員会会館	▲20%	1
B	地方厚生局	▲20%	9
B	都道府県労働局	▲20%	9
B	労働基準監督署	▲20%	20
B C	公共職業安定所(附属施設を含む。以下同じ。)	▲20%	91 8

(※7)500kW未満の需要設備の一部としての施設を含み、50~500kWの需要施設及びその一部としての施設は区分B、50kW未満の需要施設及びその一部としての施設は区分Cとなる。

ただし、使用電力の大幅な抑制が困難な小規模施設にあっては、政府目標である15%の抑制を目指す。

- 区分B 6施設
- 区分C 115施設

(2) 電気事業法に基づく制限緩和が認められる施設と同種の施設であっても、厚生労働省としては、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む。

区分	施設名	目標値 (%)	施設数
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園	▲15%	1
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局伊東重度障害者センター	▲15%	1
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局塩原視力障害センター	▲15%	1
B	被災地に所在する都道府県労働局(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲10%	2
B	被災地に所在する地方厚生局(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲10%	1
B	被災地に所在する労働基準監督署(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲10%	4
B	被災地に所在する公共職業安定所(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲10%	12
C	被災地に所在する労働基準監督署(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲5%	13
C	被災地に所在する公共職業安定所(岩手・宮城・福島を除く)(※8)	▲5%	25
B C	岩手・宮城・福島の都道府県労働局等(※8)	0%	17 ----- 37

(※8) 緊急かつ健全な復興を図るために特に必要と認められる需要施設であることから、制限緩和水準を設定。

(3) 合同庁舎入居施設にあっては、目標を管理官署が設定するものであるが、当該施設専有部分では、目標値にとらわれずできる限りの節電に取り組む。

- 区分B(目標値▲20%) 8施設
- 区分B(目標値▲15%) 44施設 (※9)
- 区分B(目標値▲5%) 1施設
- 区分C(目標値▲15%) 2施設

(※9) 仙台検疫所については、合同庁舎における目標値が未定であることから、区分Bの目標値▲15%の内数としている。

(4) 無人施設にあっては、使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいため目標設定の適用除外とする。

区分	施設名	施設数	適用除外とする理由
B C	検疫所(無人出張所)	7 ----- 4	使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいため